



中小企業復興特別資金

東日本大震災で被災された中小企業者の皆様に、設備資金としてもお使いいただける制度融資を創設しました。

融資対象者

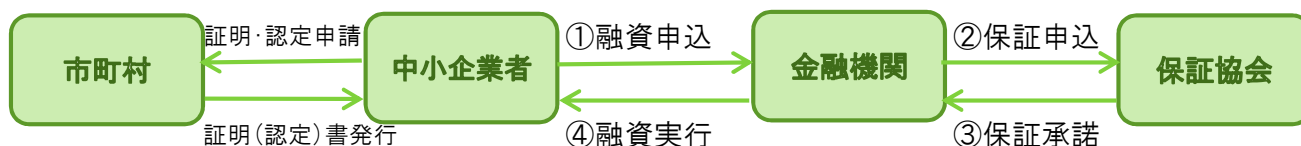
宮城県内に事業所を有する次のいずれかの証明書又は認定書の交付を受けた中小企業者

- ①市町村長が発行する罹災証明書等（東日本大震災による災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）の交付を受けた方
- ②市町村長が発行する「東日本大震災復興緊急保証」の認定書の交付を受けた方
※東日本大震災後の最近3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少していること、又は震災後の最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。

融資条件

- 資金使途 運転資金・設備資金
- 融資限度額 8,000万円
- 融資利率 年1.5%（固定）
- 償還期間 15年以内（うち据置期間3年以内）
- 担保 必要に応じて徴求
- 保証人 原則として法人代表者以外不要
- 信用保証料率 0.5%
- 取扱金融機関 宮城県内に本店・支店を有する地方銀行、都市銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫
- 取扱期間 平成23年6月27日から平成24年3月31日融資実行分まで

手続の流れ



お問い合わせ

宮城県経済商工観光部商工経営支援課（商工金融第一班）宮城県庁14階

電話：022-211-2744

URL：<http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/Index.htm>



災害復旧対策資金・みやぎ中小企業復興特別資金に関する回答事例集

1 共通事項

Q1 罹災証明書等の申請は、どこで受付けていますか？

- A1 罹災証明書等の申請は、主たる事業所のある市町村で受付けています。東日本大震災による被害を受けた事実を証明するものとして発行された証明書で、市町村によっては、証明書名が異なる場合があります。
詳しくは、各市町村の窓口にお問合せください。

Q2 市役所に罹災証明書等の申請をしたのですが、交付まで1か月かかると言われました。交付を受けた後でなければ、金融機関に融資の相談や申込みはできないのですか？

- A2 罹災証明書等が交付される前でも、融資の相談や申込みはできます。通常、罹災証明書等は、各市町村の担当者が実際に現地へ行き被害状況を確認したうえで、交付するものですので、相当の日数を要することになります。後日、罹災証明書等が交付される見込みとして相談等を進めてください。

Q3 証明書や認定書の交付を受ければ、必ず希望どおりに融資が受けられますか？

- A3 罹災証明書等や各認定書は、融資対象者の要件であり、交付により確実に融資が受けられることを約束するものではありません。融資の可否は、取扱金融機関及び信用保証協会の審査を経て決定されます。各企業の財務状況や借入状況によっては、希望にそえない場合もあります。

Q4 取扱期間が、融資実行分までとなっていますが、どのくらい前までに金融機関に申込みをすれば良いのですか？

- A4 金融機関とのこれまでのお取引状況により異なりますが、通常、融資の申込みをし、審査を経て、融資が実際に実行されるまで約1か月程度を要します。
よって、それぞれの資金取扱期日の1か月前までには金融機関にご相談をされることをお勧めします。

Q5 個人事業主も対象になりますか？

- A5 信用保証対象業種であれば、法人に限らず、個人やご家族等で事業を営んでいる等、個人事業主の方も、県制度融資の対象になります。

Q6 個人事業主の場合、保証人は必要ですか？

- A6 個人事業主の利用の場合、原則として保証人は必要ありません。ただし、法人格をお持ちの中小企業者の利用の場合は、原則として代表者に保証人となっていたいただきます（第三者保証人は不要）。

Q7 創業1年未満ですが、融資の対象になりますか？

- A7 罹災証明書等の交付を受けた方は、創業1年未満でも融資の対象になります。また、災害復旧対策資金の場合、「知事、市町村長、商工会議所会頭及び商工会会長の認定（県様式3号の3）」を受けた方も融資の対象となります。
- その他の認定（セーフティネット保証の5号認定・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定（東日本大震災復興緊急保証）による認定）による場合は、創業13か月（又は15か月）以上の方が対象となります。
- 詳しくは、事業所のある各市町村の窓口にお問合せください。

Q8 直接被害により被災し、その復旧のため2,000万円の運転資金が必要です。この場合、1,000万円は災害復旧対策資金から、残りの1,000万円をみやぎ中小企業復興特別資金からと分けて借りることはできますか？

- A8 原則として、1,000万円以上の運転資金が必要な場合は、当初から、みやぎ中小企業復興特別資金をご利用ください。1,000万円未満の運転資金が必要な場合は、災害復旧対策資金、みやぎ中小企業復興特別資金のどちらでもご利用いただけます。

2 災害復旧対策資金(東日本大震災災害対策枠)関係

Q9 災害復旧対策資金を創設した目的は？

- A9 東日本大震災により、直接・間接の被害を受けた県内中小企業者に対して、当面の運転資金（つなぎ資金）の円滑な調達を支援するために創設しました。

Q10 災害復旧対策資金の利用対象者は？

- A10 宮城県内に事業所を有し、次の①・②・③のいずれかの証明書又は認定書の交付を受けた中小企業者です。
- ① 市町村長が発行する「罹災証明書等（東日本大震災による災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）」の交付を受けた方
 - ② 市町村長が発行する「セーフティネット保証」の認定（5号・地震による売上高等の減少基準に限る）を受けた方
【認定の内容】
東日本大震災によって、最近1か月間の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少していること、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少することが見込まれること。
詳しくは、事業所のある市町村の担当窓口までお問い合わせください。
 - ③ 知事、市町村長、商工会議所会頭及び商工会会長の認定を受けた方（県様式第3号の3）
【認定の内容】
東日本大震災によって、最近1か月間の売上高等が前年同期と比較して10%以上減少していること。
※最近1か月間とは、原則として認定申請をされる月の前月になります。7月に認定申請をされる場合の最近1か月間とは、6月1日から6月30日までとなります。
※県様式第3号の3→ <http://www.pref.miyagi.jp/svokeisi/shokinhan/svoukin1/shinsei/shinsei.htm>

Q11 交付された証明書・認定書により、利率が変わるのですか？

A11 適用利率は、年1.0%以内となります。ただし、交付された証明書・認定書により適用される保証料率が異なりますので、ご注意ください。

交付された証明書・認定書	交付された証明書・認定書に対応する保証料率
①市町村長が発行する罹災証明書	年0.50%
②市町村長が発行するセーフティネット保証（5号・地震による売上高等の減少基準に限る）	年0.70%
③知事、市町村長、商工会議所会頭、商工会会長いずれかの認定書（県様式第3号の3）	年0.45%から年1.59%

Q12 取扱期間は、いつまでですか？

A12 取扱期間は、平成23年9月9日融資実行分までになります。
通常、融資の申込みをし、審査を経て、融資が実際に実行されるまで約1か月程度を要しますので、取扱期間の1か月前までには金融機関にご相談をされることをお勧めします。

3 みやぎ中小企業復興特別資金関係**Q13 みやぎ中小企業復興特別資金を創設した目的は？**

A13 東日本大震災により、直接・間接の被害を受けた県内中小企業者に対して、今回の災害に限定した「東日本大震災復興緊急保証」を活用して、復興活動における円滑な資金調達を支援するために創設しました。

Q14 みやぎ中小企業復興特別資金の利用対象者は？

A14 宮城県内に事業所を有し、次の①・②のいずれかの証明書又は認定書の交付を受けた中小企業者です。

①と②の両方に該当する方は、①の証明書により当該資金をご利用ください。

① 市町村長が発行する「罹災証明書等（東日本大震災による災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）」の交付を受けた方

② 市町村長が発行する「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定（東日本大震災復興緊急保証）」による認定を受けた方

【認定の内容】

東日本大震災後の最近3か月間の売上高が前年同期に比して10%以上減少していること、又は震災後の最近1か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%減少することが見込まれること。

詳しくは、事業所のある市町村の担当窓口までお問い合わせください。

Q15 取扱期間は、いつまでですか？

A15 取扱期間は、平成24年3月31日融資実行分までになります。
通常、融資の申込みをし、審査を経て、融資が実際に実行されるまで約1か月程度を要しますので、取扱期間の1か月前までには金融機関にご相談をされることをお勧めします。